

すみだ生涯学習センター人材・指導者登録について

すみだ生涯学習センター人材・指導者情報の登録（継続）を希望される方は、下記の事項について確認の上、申請してください。

1. 登録できる団体

- (1) 文化、芸術、科学、スポーツ、レクリエーション等の分野において特技や学識を持ち、実技指導や団体・サークル等の育成に助力できる方。
- (2) 墨田区に生活の本拠を有する方
ただし、区内施設で一定期間講師として活動した方はこの限りではありません。
- (3) 学習活動に深い理解と熱意があり、意欲のある方。
※(1)～(3)の要件を満たしている方が対象となります。

2. 登録内容

- ・氏名 ・性別 ・生年月日 ・指導分野 ・指導内容 ・指導分野に関する経歴/資格
 - ・指導条件（形式/レベル/対象/指導可能な日時/謝礼） ・連絡先
- ※謝礼については、相手の方の負担が過重にならないようにしてください。

3. 登録有効期間

- (1) 今回の登録は、登録日から2028年3月31日まで有効です。
- (2) 登録有効期間終了後、継続して登録を希望する方は、登録期間を更新することができます。（登録は、2年毎に更新です）

4. 登録方法

「人材・指導者登録申請書」を下記へ提出して下さい。

5. 登録の取り消し

- (1) 申請書の内容に偽りがあったとき
- (2) 指導者の地位を利用し、営利を目的としたとき
- (3) 指導者の地位を利用し、宗教・政治活動をしたとき
- (4) 社会的信用を失墜するような行為があったとき
- (5) 本人から取り消しの申し出があったとき
- (6) その他、登録の趣旨に反すると認められる行為を行ったとき

6. 情報の取扱い及び情報公開について

- (1) 登録情報（個人情報）については、関係法令及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき個人情報保護方針を定め、センターにて適切に管理します。
- (2) 登録された人材・指導者については、センターの学習相談コーナー（総合受付）において、指導者を探している団体、講座の主催者などに、区民の生涯学習を支援することを目的として情報提供します。なお、その際に申請書の登録内容（電話番号・メールアドレス）が公開（情報提供）されます。
- (3) 紹介業務に必要な時を除いて外部への提供は行いません。
上記(2)以外の用途に使用する場合は、事前に登録者に通知し、同意を得るものとします。

7. その他

- (1) 指導に伴い発生した事故、トラブル等については、センターは責任を負いかねます。
- (2) 登録申請書の内容に変更がありましたら、速やかにご連絡ください。

《お問い合わせ・提出先》

すみだ生涯学習センター・B棟2階 学習相談コーナー
〒131-0032 墨田区東向島2-38-7
TEL 5247-2008 FAX 5247-2005